



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年4月 11日 (火) 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
出 納 管 理 課	用 度 係	宗宮 由佳	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

## 入札参加資格停止の措置について

### 1 概 要

独立行政法人 国立病院機構が九州地区で発注する医薬品の入札で談合したとして公正取引委員会は令和5年3月24日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反で医薬品卸5社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

また同日、公正取引委員会は本件に係る課徴金減免制度の適用事業者として6社を公表した。

### 2 対 応

行政処分を受けた5社のうち、岐阜県入札参加資格者名簿の登載業者であるアルフレッサ（株）に対し、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第2第2号の規定にもとづき、入札参加資格の停止措置を講じる。

なお、アルフレッサ（株）は課徴金減免制度適用事業者として公表されたため、短縮した措置期間を適用する。

### 3 停止措置業者及び停止期間

停止事業者	本社所在地	資格停止の期間
アルフレッサ（株）	東京都	令和5年4月12日から令和5年6月26日まで (2.5か月)

### 4 参 考

- 「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」（抜粋）  
(入札参加資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例)

第4 (略)

2 知事は、別表第2第2号又は第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定により第7条の2第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあっては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3（第3項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

## 別表第2第2号

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	<b>3か月以上</b> <b>5か月以内</b>